

流山市地域福祉計画概要版

計画の背景・位置付け P1-6

「社会福祉法第107条に基づき策定する計画」

○ 地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定する計画です。

「身近な地域で解決する福祉のニーズ」

○ 多様化する福祉のニーズでは、地域に関わる様々な担い手の参加が必要です。

○ 災害時においても、地域での活動の重要性が示されています。

「地域活動で健康に～人も都市も健康に～」

○ 医療、介護などの社会保障制度の持続可能性、地域コミュニティの維持、多様化する福祉のニーズの解決など、地域活動の効果は大きなものとなっています。

○ 地域活動を積極的に行う人は、心身ともに健康であるとの報告もあります。

地域の皆さんそれぞれが、できることを認識して、積極的に活動に参加できるよう「自助（じじょ）」、「共助（きょうじょ）」、「公助（こうじょ）」の考え方を推進していきます。

計画期間・関連する諸計画 P7-8

○ 計画期間：平成29年度～平成33年度までの5年間。

○ 地域福祉計画は地域福祉の基本的方針を定めるものです。事業の実効性や具体像は内包される個別計画（高齢者支援計画・障害福祉計画）に委ねています。

	25	26	27	28	29	30	31	32	33
総合計画	後期基本計画							未定	
	中期実施計画			下期実施計画					
地域福祉計画（5か年）	第2期計画				第3期計画				
高齢者支援計画（3か年）	第5期		第6期			第7期			
障害福祉計画（3か年）	第3期		第4期			第5期			
子ども子育て支援総合計画	子ども子育て支援総合計画								

計画の基本理念 P15-19

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ
～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

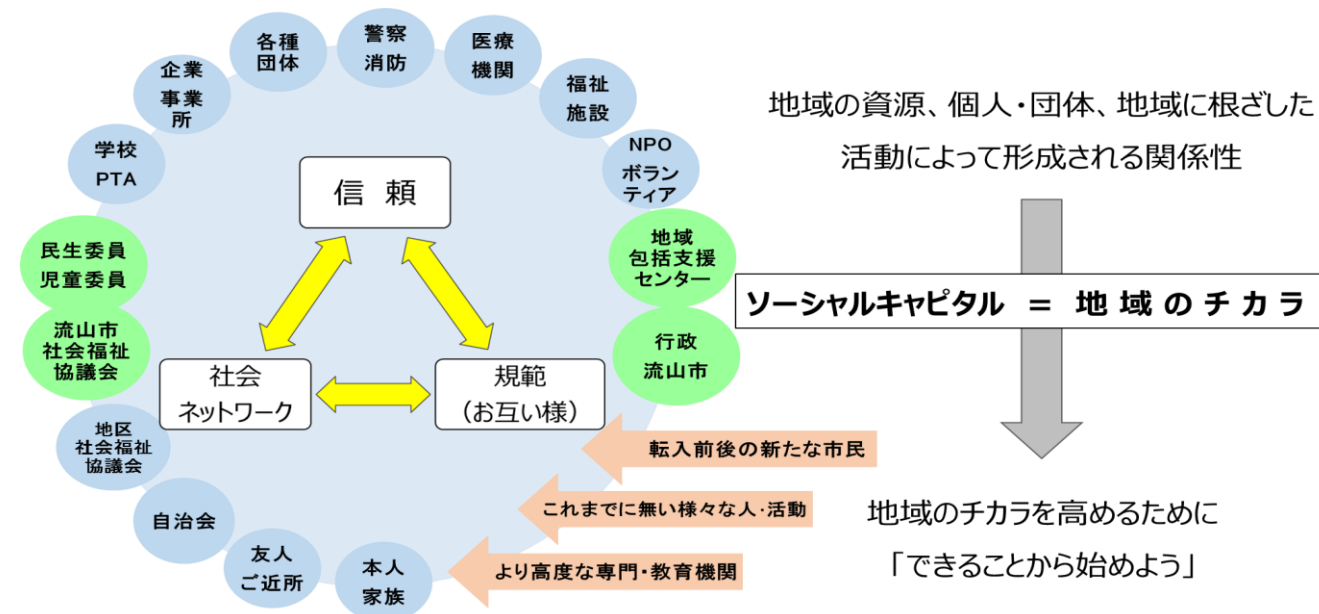
※地域のチカラ＝ソーシャルキャピタル

○ ソーシャルキャピタルは、「信頼」、「規範（お互い様）」、「社会ネットワーク（つながり）」の3つの協調行動が関連して成り立っているとされます。

○ ソーシャルキャピタルが高いほど、死亡率の低減、自殺の減少、自覚的健康度の改善、喫煙率や運動習慣など健康行動に影響を及ぼすことが報告されています。

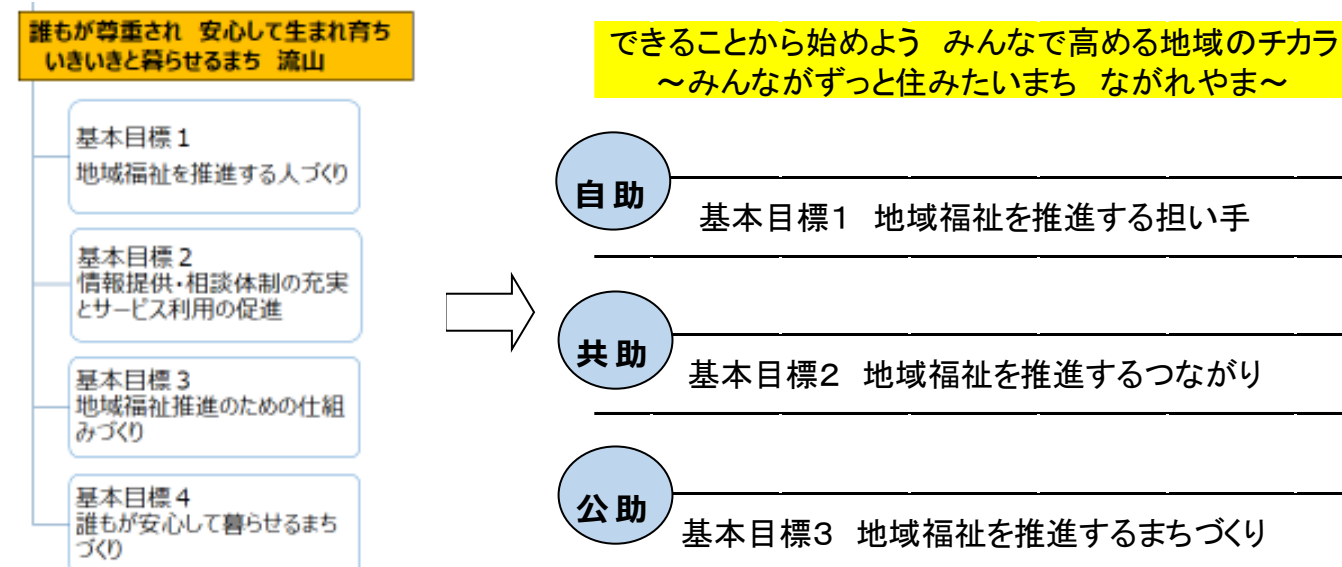
○ 地域福祉計画でのソーシャルキャピタルは、「地域の資源、個人・団体、地域に根ざした活動によって形成される関係性」と考えます。そこで、ソーシャルキャピタルをもっとわかりやすく地域に浸透するような言葉、「地域のチカラ」と呼び換えます。

計画の基本理念のイメージ図



施策の方針・推進体系 P33-63

○ 第1、2期計画における体系【基本理念・基本目標4点】を、自助・共助・公助の3つの階層に合わせて、【基本理念・基本目標3点】に修正します。



○ 基本目標には、中項目・小項目を掲げています。小項目において、それぞれの事業について「現状・課題」「方向性」「今後の取り組み」を設定しています。

計画を推進するために P65-70

○ 地域福祉計画における、自助（市民の役割）、共助（地域等の役割）、公助（行政の役割）の、それぞれの役割を位置付けています。